

# 医師の需給推計を踏まえた 今後の方向性について

# 1 今後の検討の進め方について

# 医師需給分科会に関連するスケジュール（案）

|                           | 平成30年(2018年)  | 平成31年(2019年)                    | 平成32年(2020年)                             |
|---------------------------|---|---------------------------------|--|
|                           | 2月27日<br>3月23日<br>4月12日<br>5月   | 3月<br>5月<br>12月頃                | 5月                                       |
| 医師需給分科会等に係るスケジュール         | 第3次中間取りまとめ(予定)<br>(数回程度開催)<br>第19回分科会<br>第18回分科会<br>平成32年度(2020年度)以降の医師養成数についての検討開始 | (平成33年度2021年度以降の医師養成数についての検討期限) | (平成34年度2022年度以降の医師養成数についての検討期限)          |
| 医師の働き方改革に関する検討会等に係るスケジュール | 医師の働き方改革に関する検討会中間的な論点整理   | 医師の働き方改革に関する検討会の結論              | 平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師調査について集計結果を公表(予定) |

## 今後の医師養成数の検討の進め方について（案）

### 現状・課題

- 医師の働き方改革に関する検討会の結論が平成31年(2019年)3月に予定され、平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師調査の集計結果の公表等が行われるのは、平成31年(2019年)12月（予定）である。
- 以上を踏まえ、医学部受験者へ配慮するとすれば、医師需給について検討が可能であるのは、最短で、平成34年度(2022年度)以降の医師養成数についてである。



### 方向性（案）

- 需給推計に基づく平成32年度(2020年度)以降の医師養成数についての方針は、平成32年度(2020年度)・平成33年度(2021年度)における暫定的な方針とし、平成34年度(2022年度)以降の医師養成数については、医師の働き方改革に関する検討会の結論等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこととしてはどうか。

# 「医師の働き方改革に関する検討会」について

- ◆ 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、長時間労働の是正のため、労働基準法を改正し、罰則付きの時間外労働の上限規制をはじめ法律で導入する方向性が示されている。
- ◆ この中で、医師については、医師法(昭和23年法律第201号)に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから、時間外労働規制の対象とするものの、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、具体的には、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得るとされた。これを踏まえ、本検討会を開催するものである。

## 構成員

(計24名) (※五十音順)

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 赤星 昂己  | 東京医科歯科大学医学部附属病院 救命救急センター救急医 |
| 荒木 尚志  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授           |
| 市川 朝洋  | 公益社団法人日本医師会常任理事             |
| 猪俣 武範  | 順天堂大学附属病院医師                 |
| 今村 聡   | 公益社団法人日本医師会女性医師支援センター長      |
| ◎岩村 正彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授           |
| 戎 初代   | 東京ベイ・浦安市川医療センター集中ケア認定看護師    |
| 岡留 健一郎 | 福岡県済生会福岡総合病院名誉院長            |
| 片岡 仁美  | 岡山大学医療人キャリアセンターMUSCATセンター長  |
| 工藤 豊   | 保健医療福祉労働組合協議会事務局次長          |
| 黒澤 一   | 東北大学環境・安全推進センター教授           |
| 渋谷 健司  | 東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学教室教授    |
| 島田 陽一  | 早稲田大学法学学術院教授                |
| 鶴田 憲一  | 全国衛生部長会会長                   |
| 遠野 千尋  | 岩手県立久慈病院副院長                 |
| 豊田 郁子  | 特定非営利法人架け橋理事長               |
| 中島 由美子 | 医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園所長     |
| 斐 英洙   | ハイズ株式会社代表取締役社長              |
| 馬場 武彦  | 社会医療法人ペガサス理事長               |
| 福島 通子  | 塩原公認会計士事務所特定社会保険労務士         |
| 三島 千明  | 青葉アーバンクリニック総合診療医            |
| 村上 陽子  | 日本労働組合総連合会総合労働局長            |
| 森本 正宏  | 全日本自治団体労働組合総合労働局長           |
| 山本 修一  | 千葉大学医学部附属病院院長               |

◎:座長

## 本検討会の検討事項

- (1) 新たな医師の働き方を踏まえた医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方
- (2) 医師の勤務環境改善策
- (3) その他

## 検討のスケジュール

- ◆ 第1回 (平成29年8月2日) 医師の働き方改革について
- ◆ 第2回 (平成29年9月21日) 労働時間法制等について
- ◆ 第3回 (平成29年10月23日) 医師の勤務実態について
- ◆ 第4回 (平成29年11月10日) 勤務環境改善策について
- ◆ 第5回 (平成29年12月22日) 勤務医の健康確保等について
- ◆ 第6回 (平成30年1月15日) 中間論点整理・緊急対策  
(骨子案) について
- ◆ 第7回 (平成30年2月16日) 中間論点整理・緊急対策について

## 2 平成32年度(2020年度)以降の 医師養成数等の方針について

## 現状・課題

- 需給推計を踏まえると、仮に、月80時間に時間外・休日労働を制限した場合においても、勤務時間の適正化等が一定程度進んだ場合は、平成32年度(2020年度)の医学部入学者が臨床研修を修了する平成40年(2028年)の段階で、マクロの医師需給が均衡すると予想される。



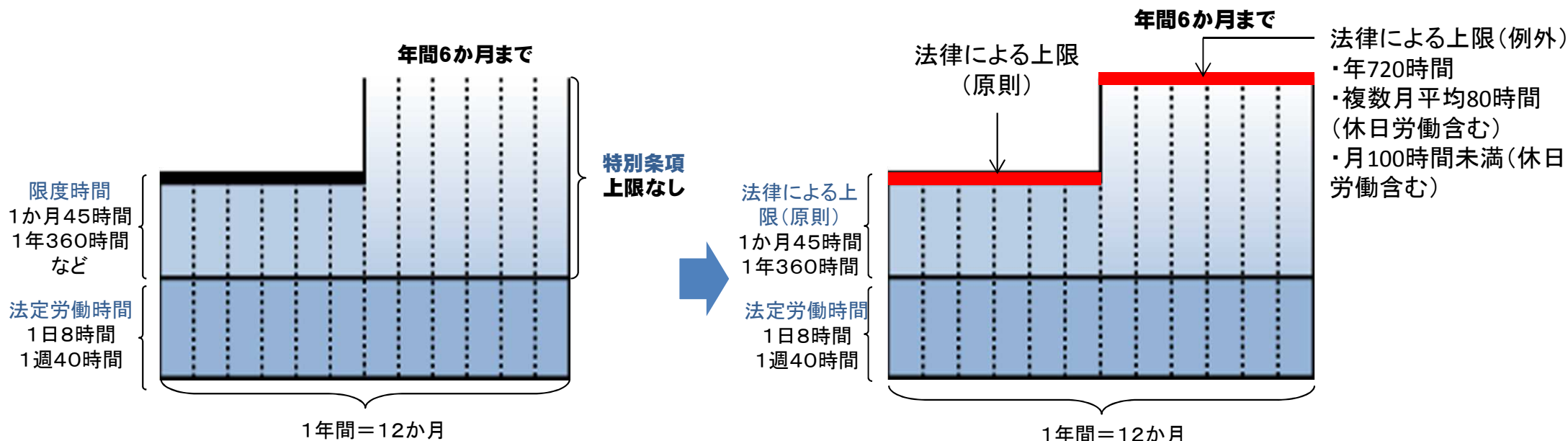
## 方向性 (案)

- 現状において、既に、過去最大級の医学部定員の増員を行っていることを踏まえると、医師偏在対策、医師の勤務時間の適正化等が進むことを前提とすれば、マクロの医学部定員について、更に増員する必要はないのではないか。
- 従って、平成32年度(2020年度)・平成33年度(2021年度)は、医師偏在対策、勤務時間の適正化等を進めつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持することとし、各都道府県及び各大学からの再度の臨時定員増員等の要望に対しては、トータルとして現状程度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査することとしてはどうか。

- 以下、医師の働き方改革に関する検討会「中間的な論点整理」における時間外労働規制について、医師需給と関係が深いと考えられる箇所について抜粋
- ・ 医師についても、脳・心臓疾患の労災認定基準である1か月100時間、2～6か月の各月平均で80時間という時間外労働時間の水準を超えるような上限時間とすることは慎重であるべきではないか。
  - ・ 宿日直等に係る実態を踏まえ、必要な医療ニーズに対応できる医療提供体制を維持できるような上限時間とすべきではないか。
  - ・ 実態を踏まえつつも、現状の働き方をそのままに法律や制度を合わせるのではなく、現状を変えていくことや長時間労働をできるだけ短くする方向に向かうことを前提に議論すべきではないか。
  - ・ 米国の研修医に対する制度など諸外国における医師の労働時間規制の内容も参考にしつつ検討することが必要ではないか。
  - ・ 医師の長時間労働の現状、医療機関の役割や診療科等ごとの多様性を踏まえて、時間外労働の上限時間を設定する必要があるのではないか。
  - ・ 現状から大きくかけ離れた画一的な上限時間を設定することにより、地域の医療提供体制の崩壊を招くようなことはあってはならないのではないか（地方、都市部を問わず、救急医療、時間外診療、外来診療の縮小や、可能な手術件数の減少、医師派遣の制限とへき地医療の縮小・廃止等につながりかねない。）。



# 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について(抜粋)



|                    |   |
|--------------------|---|
| 自動車運転の業務           | 改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的に一般則の適用を目指す。  |
| 建設事業               | 改正法施行5年後に、一般則を適用。(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的に一般則の適用を目指す)。                            |
| 医師                 | 改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。<br>具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。                          |
| 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業 | 改正法施行3年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。(改正法施行3年後に、一般則を適用)  |
| 新技術・新商品等の研究開発業務    | 医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。<br>※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正) |

### 3 医師養成数等の方針の フォローアップについて

### 現状・課題

- 医師養成数等の方針について、医師需給推計を行った後に、実際の医師需給の状況を踏まえた十分な評価を行えていないのではないか。



### 方向性（案）

- マクロの医師需給推計の前提となる医師偏在対策、勤務時間の適正化等について、以下の点等について定期的に評価を行い、適宜、医師需給推計を行った上で医師養成数等の方針について見直すこととしてはどうか。
  - ・ 将来の都道府県毎の医師需給を踏まえた医師確保の状況
  - ・ 医師偏在指標等を踏まえた医師偏在の状況
  - ・ 診療科ごとの医師の必要数を踏まえた医師確保の状況
  - ・ 長時間勤務を行う医師の人数・割合の変化 等